

番号	質問	回答
1	各支援メニューの対象は。	<p>各支援メニューによって申請方法や条件等は異なります。ウクライナ交流カフェのご利用などなたでも利用いただけるものもありますが、詳細につきましては、避難民支援相談窓口か、「ウクライナ避難民の皆様への支援メニューについて」に記載の各問合せ先までお問い合わせください。</p> <p>○ウクライナ避難民支援相談窓口（横浜市多文化共生総合相談センター）（やさしい日本語、英語、ウクライナ語） TEL：045-222-1209（平日10:00-17:00, 第2・第4土曜10:00-13:00） E-mail：t-info@yoke.or.jp / LINE：@565xgbpz</p> <p>○「ウクライナ避難民の皆様への支援メニューについて」（日本語） <a href="https://yokohamaukraine.com/wp-content/uploads/2022/08/ウクライナ避難民みなさまへの支援メニュー_横浜市.pdf">https://yokohamaukraine.com/wp-content/uploads/2022/08/ウクライナ避難民みなさまへの支援メニュー_横浜市.pdf</a></p>
2	身元保証人とは何か。	<p>外国人が我が国において安定的にかつ、継続的に所期の入国目的を達成できるように、必要に応じて当該外国人の経済的保証及び法令の遵守等の生活指導を行う旨を約束する人をさします。</p> <p>【参考 出入国在留管理庁HP】 <a href="https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/kanri_qa.html#q51">https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/kanri_qa.html#q51</a></p>
3	本パッケージによる支援はいつまで続くのか。終了する見込みなどはあるのか。	<p>支援メニューには、民間企業・団体等からのご寄付やご協力により提供されているものもありますので、予告なく終了することがあります。ご了承ください。</p> <p>なお寄付金・募金を原資とした一時支援金および生活支援金(実施主体：横浜YMCA様)については原資の終了をもって新規受付を終了しました。今後は日本財団の支援におつなぎいたします。</p>